

平成17年第3回瑞穂市議会定例会会議録（第5号）

平成17年10月21日（金）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第58号 岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合を組織する市町数の減少等に関する協議について
- 日程第3 議案第59号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について
- 日程第4 議案第64号 平成16年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第65号 平成16年度瑞穂市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第72号 平成17年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第73号 平成17年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第67号 平成16年度瑞穂市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第68号 平成16年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第69号 平成16年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第70号 平成16年度瑞穂市水道事業会計決算の認定について
- 日程第12 議案第75号 平成17年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第76号 平成17年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第77号 平成17年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第66号 平成16年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議案第74号 平成17年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第52号 土地の取得について
- 日程第18 議案第53号 財産（土地）の使用貸借（呂久）について
- 日程第19 議案第54号 負担付き寄附の受納（上牛牧）について
- 日程第20 議案第55号 財産（土地）の使用貸借（上牛牧）について
- 日程第21 議案第56号 訴えの提起について
- 日程第22 議案第57号 岐阜地域広域市町村圏協議会を設ける市町数の減少等に関する協議について
- 日程第23 議案第60号 瑞穂市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定について

- 日程第24 議案第61号 瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第62号 瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第63号 平成16年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第27 議案第71号 平成17年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第28 夢のまちづくり都市計画特別委員会の中間報告
- 日程第29 公共交通対策特別委員会の中間報告
- 日程第30 発議第7号 道路特定財源制度の堅持に関する意見書について
- 日程第31 発議第8号 アスベスト対策を求める意見書について
- 日程第32 発議第9号 米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める意見書について
- 日程第33 議員派遣について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第33までの各事件

- 追加日程第1 発議第10号 議案第71号平成17年度一般会計補正予算（第3号）に対する付帯決議について
- 追加日程第2 発議第11号 瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例に関する条例の制定について

本日の会議に出席した議員

1番	安藤由庸	2番	篠田徹
3番	若園五朗	4番	広瀬時男
5番	熊谷祐子	6番	松野藤四郎
7番	浅野楔雄	8番	堀孝正
9番	桜木ゆう子	10番	小川勝範
11番	小寺徹	12番	藤橋礼治
13番	山本訓男	14番	広瀬捨男
15番	星川睦枝	16番	棚瀬悦宏
17番	土屋勝義	18番	澤井幸一
19番	西岡一成	20番	山田隆義

本日の会議に欠席した議員（なし）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	松 野 幸 信	助 役	福 野 寿 英
収 入 役	河 合 和 義	教 育 長	今 井 恭 博
市長公室長	青 木 輝 夫	総 務 部 長	関 谷 巖
市 民 部 長	松 尾 治 幸	都 市 整 備 部 長	水 野 年 彦
調 整 監	中 島 隆 二	水 道 部 長	松 野 光 彦
教 育 次 長	福 野 正		

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	豊 田 正 利	書 記	広 瀬 照 泰
書 記	古 田 啓 之		

開議の宣告

議長（土屋勝義君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は20人であり、定足数に達しています。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

日程第 1 諸般の報告

議長（土屋勝義君） 日程第 1、諸般の報告を行います。

お手元に配りましたとおり、10月20日、意見書が 3 件提出され、受理しましたので報告いたします。

1 件目は、広瀬時男君から発議第 7 号道路特定財源制度の堅持に関する意見書について、2 件目は、山本訓男君から発議第 8 号アスベスト対策を求める意見書について、3 件目は、松野藤四郎君から発議第 9 号米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、B S E の万全な対策を求める意見書について、これら 3 件については、後ほど議題にしたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

---

日程第 2 議案第58号から日程第 7 議案第73号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（土屋勝義君） 日程第 2、議案第58号岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合を組織する市町数の減少等に関する協議についてから日程第 7、議案第73号平成17年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第 1 号）までを一括議題とします。

これらについては、厚生常任委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

厚生常任委員長 小寺 徹君。

厚生常任委員長（小寺 徹君） 厚生常任委員会における委員長報告を行います。

ただいま議題となりました議案 6 件は、10月 5 日の当委員会において結審を見ましたので、御報告いたします。

まず最初に、議案第58号岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合を組織する市町数の減少等に関する協議について、執行部から、現在 8 市 5 町で組織している当組合について、平成18年 1 月 1 日付で羽島郡柳津町が岐阜市との合併により脱退するため、同町を削り、組合議員の定数を24人から23人に改正する規約を定めるものであるとの説明がありました。

続いて質疑に移り、当施設における瑞穂市からの通園者数について、施設の内容、定数等に

ついて、また近隣にも似たような施設があると思われるが、当施設との違いは何かという質疑に対して、執行部より、現在は当市からの通園児童はいない。定員数については50人、職員は園長以下医学療法士等、常勤職員12名、嘱託医師2名で構成している。また、当施設はもとす広域連合にて運営されている幼児療育センターに比べ重度の肢体不自由児を受け入れ、理学療法等により、障害に応じて保護者にも参加していただき、生活指導等を行っているとの答弁がありました。

以上、質疑、答弁の後、討論もなく、採決の結果、議案第58号は全員一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について、執行部から、当協議については、市民の便宜を図る目的で、近隣24市町と広域相互発行協定を結び、戸籍謄抄本、住民票の写し、印鑑・納税証明書等の相互発行を行っているが、平成18年1月1日付で羽島郡柳津町が岐阜市に編入合併されることにより、同町との規約を廃止するものであるとの説明がありました。

続いて質疑に移り、平成16年度の発行件数はいかほどか。また、件数は年々ふえているのか、減っているのか。現在はファクスによるやりとりであると思われるが、今後、住民基本台帳カードを利用する方法は考えられないかとの質疑に対して、当市で他市町分を受け付けた件数は1,818件、他市町で当市分を受け付けていただいた件数は1,148件であった。過去の正確な数値はつかんでいないが、年々着実にふえている。

また、カードは平成16年度から導入されているが、付加価値が低く、現在、当市においては155枚が発行されているのみで、人口全体の0.3%程度である。カードを有効利用するためにも、住民票の写し、印鑑・納税証明書等に関して、とりあえず今後、自動発行ができるよう考えていかなければならない。ただし、導入に当たっては、個人情報保護における安全面、発行機の設置、運営における費用等、クリアをしなければならない点が多々あるとの答弁がありました。

以上、質疑、答弁の後、討論もなく、採決の結果、議案第59号は全員一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号平成16年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、執行部から、年間平均国保加入者1万5,161人に対して事業を行い、歳入38億1,767万1,398円、歳出35億4,687万6,989円、実質収支額2億7,079万4,409円であった。高齢者を多く抱えている国保事業は、医療費の増高と被保険者の負担能力の低下により、一段と厳しさを増している。このような状況の中で、昨年度末基金残高が6億を超えたことは一つの成果である。また、税収面において、現年分収納率が対前年度比1.82%増の92.79%となり、徴収係員を配置し、努力した結果が少しはあらわれていると思われる。いずれにしても、健全で安定した事

業運営を推進するために万全の体制で臨みつつ、税率の調整を図っていかなければならないとの説明がありました。

続いて質疑に移り、国民健康保険条例第2条第2号において、国保運営委員の定数は保険医または保険薬剤師を代表する委員は3人とされているが、現在は保険医のみから3人出ており、薬剤師からの委員がいない。これはバランスが欠けているのではないかと。国保の納期について、現在は8期に分けているが、10期もしくは12期に分けることはできないかとの質疑に対して、国保運営協議会については、現在、保険医等を含め10名で構成しているが、ことしの7月に改選があったばかりであるので、次回から調整を図っていきたい。納期については、県下の市町村を見ると10期に分けているところが多い。納税者にとって、より支払いやすい方法を考えながら検討していきたいとの答弁がありました。

続いて討論に移り、委員長である私が討論に参加したい旨を告げ、副委員長に委員長の職務をかわっていただいた後、当議案に対して反対の討論を申し上げました。

平成15年度県下市町村1人当たりの保険税を見ると、当市は高い方から4番目である。このような状況の中で、市民全体の3分の1の人員を占めている平成16年度国保会計において、基金は6億円超となり、また収支差引額は2億7,000万円の黒字になっている。この数値を見る限り、当市の保険税は高過ぎるのではないかと。1人当たり1万円の値下げを実施しても1億5,000万円程度で済み、決算が赤字になることはない。そうすれば被保険者における税負担の軽減にもつながるし、もう少し滞納者も減るのではないかと。以上の観点から反対をいたしました。

この反対討論に対して、少しの値下げをしても、滞納者の多くは過去からの保険税を引きずっているため減るとは思えない。基金も医療費の3ヵ月分を確保しておくことを考えれば、適正であるとの賛成討論がありました。

以上の討論の後、採決の結果、議案第64号は賛成多数で認定されました。

次に、議案第65号平成16年度瑞穂市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について、執行部から、年間平均受給者3,709人に対し事業を行い、歳入27億5,727万7,638円、歳出27億2,450万2,346円、実質収支額3,277万5,292円であった。この特別会計は、老人保健法の規定により、原則75歳以上の老人を対象に医療給付を行い、老人の健康保持と適切な医療の確保に努めるものである。医療費の負担については、支払基金、国、県、市からそれぞれ応分の割合が決まっているとの説明がありました。

以上の説明があった後、質疑、討論もなく、採決の結果、議案第65号は全員一致で認定されました。

次に、議案第72号平成17年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について、執行部から、歳入歳出それぞれ2億2,079万3,000円を追加補正し、予算の総額を34億550万

1,000円とするものである。歳入は、療養給付費精算超過交付繰り越し分、その他繰り越し分における前年度繰越金である。歳出の主なものは、国保基金積立金2億1,000万円、国及び支払基金への償還金987万円等であるとの説明がありました。

以上、説明があった後、質疑、討論もなく、採決の結果、議案第72号は全員一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号平成17年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）について、執行部から、歳入歳出それぞれ4,017万1,000円を追加補正し、予算の総額を27億9,921万9,000円とするものである。歳入は、支払基金からの前年度事務費精算交付金と国からの医療給付費前年度精算負担金、そして前年度の繰越金である。歳出は、県への精算償還金と一般会計への精算繰出金であるとの説明がありました。

以上、説明があった後、質疑、討論もなく、採決の結果、議案第73号は全員一致で原案どおり可決されました。

なお、付託された議案を審査した後、一般会計における当委員会関係箇所について執行部から説明を求め、瑞穂市社会福祉協議会会長の是正についてと子育て支援拠点計画建設コンサルタント等審査委員会における現場の意見の反映についての2点を厚生委員会協議会における報告事項という形で議長に対して提出したことを申し添えておきます。

以上をもって厚生常任委員会の報告といたします。平成17年10月21日、厚生常任委員会委員長 小寺 徹でございます。

以上で報告を終わります。

議長（土屋勝義君） これより議案第58号岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合を組織する市町数の減少等に関する協議についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第58号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の

方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第58号岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合を組織する市町数の減少等に関する協議については、委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第59号証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第59号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第59号証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議については、委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第64号平成16年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（土屋勝義君） 小川君。

10番（小川勝範君） 委員長にお尋ねいたします。

議案第64号については副委員長に交代をされましたので、この案件については副委員長が報告すべきじゃないかと思いますが、委員長の見解をお聞きいたします。

議長（土屋勝義君） 小寺 徹君。

厚生常任委員長（小寺 徹君） 事前に私はこの反対表明をするということで、委員会にかか



る前に事務局と相談をいたしました。その中で、議会会議規則の中に、委員長が反対する場合は、委員長席を除いて委員の席へ戻り、そこで発言をします。そういうことが載っておりましたので、それに基づいて委員長席を外し、副委員長に委員長を行っていただいて、議事を取り計らったということでもあります。

報告についてどうすべきかということについては、ちょっと私はわかりませんので、事務局でわかれば答弁をよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

議長（土屋勝義君） 安藤由庸君。

厚生常任副委員長（安藤由庸君） ただいまの小川議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま小寺委員長から回答がありましたように、会議規則に従いまして小寺委員長が席に着き、私が議事を取り計らったということになりますが、今回のこの報告について、議事を進めた副委員長がすべきではないかという御質問でありますけれども、あくまでも委員会報告でありまして、個人の報告ではありませんので、委員会を代表して小寺委員長が報告を申し上げたということでもあります。

以上、回答といたします。

議長（土屋勝義君） ほかに質問ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（土屋勝義君） 小寺君。

11番（小寺 徹君） 私は、先ほど委員長報告を行いましたように、当議案については反対でございます。討論の趣旨については、委員長報告に載っておりますので割愛をさせていただきます。反対であるということだけ意思表示をいたします。以上です。

議長（土屋勝義君） 次に、賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 桜木ゆう子君。

9番（桜木ゆう子君） 桜木ゆう子でございます。

先ほど委員長報告のとおり、詳細については委員長の報告のとおり、賛成意見も述べましたので、私は賛成の立場で討論とさせていただきます。

議長（土屋勝義君） ほかに討論ございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） はい、熊谷君。

5番（熊谷祐子君） 議席番号5番 熊谷祐子です。

私は、ただいまの議案に反対の立場より討論いたします。

厚生常任委員会を傍聴させていただきまして、小寺委員長、桜木委員の討論も聞いております。

私がこの議案に反対の理由は、厚生常任委員会で小寺議員が述べられた理由とはちょっと違います。小寺議員は、高いのだから1万円ぐらい安くするべきではないかと言われまして、それに反対の理由として、桜木議員が、安くしても徴収率が上がるわけではないと言われまして、私はその言い分には確かにうなずくところがあったんですが、ここでは反対の理由を述べさせていただきます。

結局、県内で4番目に高い。下から、たしか4番目だったと思いますが、下から4番目に徴収率が悪いですね。ということで、確かにこれは市町村ごと、自治体ごとによって違うということもわかりました。市民の皆様から、瑞穂市は税金が高いという声を何回かお聞きしまして、私なりにちょっと調べましたが、ほかの税金というのはほとんど変わらないけれども、国民健康保険税はかけ方が市町村によって違うということがわかりました。この高さでは、苦しんでいる人が実際に多いということもよくわかります。そういう理由で、見直しを求める意味で私は反対させていただきます。以上です。

議長（土屋勝義君） 次に、賛成者の発言を許します。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第64号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立多数です。したがって、議案第64号平成16年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定されました。

これより議案第65号平成16年度瑞穂市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に対する反対者の発言を許します。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第65号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第65号平成16年度瑞穂市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定されました。

これより議案第72号平成17年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第72号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第72号平成17年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第73号平成17年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第73号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第73号平成17年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第67号から日程第14 議案第77号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（土屋勝義君） 日程第8、議案第67号平成16年度瑞穂市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから日程第14、議案第77号平成17年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計補正予算（第1号）までを一括議題とします。

これらについては、産業建設常任委員会に審査を付託してありますので、委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長 広瀬時男君。

産業建設常任委員長（広瀬時男君） 産業建設常任委員会からの委員長報告をさせていただきます。

ただいま一括議題となりました7議案について、会議規則第39条の規定により、産業建設常任委員会の審査の経過及び結果について報告させていただきます。

産業建設常任委員会は、10月12日午前9時半から、巢南庁舎3の2の会議室で開会しました。全委員が出席し、執行部から所管の部長、調整監、課長の出席を求め、各議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

各議案ごとに要点を絞って報告させていただきます。

議案第67号は、西地区の下水道事業特別会計決算の認定を求める議案ですが、管の延長距離

とエリアの面積について質疑があり、管の延長距離は3万7,103メートル、エリアの面積は146ヘクタールのうち114.88ヘクタールが整備されていると答弁がありました。

また、事業計画区域内に下水道が整備されていない地域がある問題について質疑がありました。現在、総合計画や土地利用計画及び道路計画を策定中であり、策定後に検討することになるが、五、六軒のために5,000万、6,000万の費用がかかり、費用対効果を考えると、合併浄化槽で整備するなど、別の手法を考える必要もあるとの答弁がありました。

これらの質疑の後、討論もなく、採決の結果、全会一致で認定しました。

続いて、議案第68号は呂久の農業集落排水事業特別会計決算の認定を求める議案ですが、農業集落排水事業に何か問題はないかとの質疑に対し、これ以上の加入者が見込めない点を上げられました。つまり、呂久の農業集落排水事業の対象戸数147戸に対して132戸を既にカバーし、未加入はわずか15戸です。これも実質、空き家となっているなどの理由によるものです。また、隣接する神戸町に対して、呂久の農業集落排水に接続する気はないかと打診したところ、ないと回答があったことも明らかになりました。

これらの質疑の後、討論もなく、採決の結果、全会一致で認定しました。

続いて、議案第69号は別府コミュニティ・プラントの事業特別会計決算の認定を求める議案です。

今後の整備計画についての質疑があり、平成17年度は5ヵ年計画最終年度であり、名古屋紡績とその南側にある住宅に対して接続する意思があるかどうかを確認し、接続する意思がなければ不施行で事業完了にしたいとの答弁がありました。

また、接続率を上げるための施策についての質疑があり、住民アンケートでは下水道整備を非常に強く要望されておりますが、住民の理解が得られず残念であります。住んでみえる家庭が高齢化していることも接続率が低い理由の一つであり、今後、住宅改造にあわせて順次接続されると思われませんが、接続されない理由をアンケート調査したいとの答弁がありました。

これらの質疑の後、討論もなく、採決の結果、全会一致で認定しました。

続きまして、議案第70号平成16年度瑞穂市水道事業会計決算の認定については、水道のアスベスト管が残っている地区と今後の対応についての質疑があり、上牛牧の下犀川橋工事予定箇所、下牛牧の忠太橋北などが残っており、県工事及び道路改良などとあわせて順次施工するとの答弁でありました。

これらの質疑の後、討論もなく、採決の結果、全会一致で認定しました。

続きまして、議案第75号から議案第77号までの3議案は、報告すべき質疑、討論なく、すべて全会一致で原案どおり可決しました。

以上で産業建設常任委員会の委員長報告を終わります。

議長（土屋勝義君） これより議案第67号平成16年度瑞穂市下水道事業特別会計歳入歳出決算

の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第67号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第67号平成16年度瑞穂市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定されました。

これより議案第68号平成16年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第68号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第68号平成16年度瑞穂市農業集落排水

事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定されました。

これより議案第69号平成16年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第69号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第69号平成16年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定されました。

これより議案第70号平成16年度瑞穂市水道事業会計決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第70号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第70号平成16年度瑞穂市水道事業会計決算の認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

これより議案第75号平成17年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第75号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第75号平成17年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第76号平成17年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第76号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方



は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第76号平成17年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第77号平成17年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第77号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第77号平成17年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

議事の都合により暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時46分

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第15 議案第66号及び日程第16 議案第74号について(委員長報告・質疑・討論・採決)  
議長（土屋勝義君） 日程第15、議案第66号平成16年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定についてと日程第16、議案第74号平成17年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）を一括議題とします。

これらについては、文教常任委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

文教常任委員長 篠田 徹君。

文教常任委員長（篠田 徹君） 文教常任委員会における議案審査の内容及び結果について報告いたします。

文教常任委員会に付託されました案件は、議案第66号平成16年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第74号平成17年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）、以上の2議案であります。

審査の経過について申し上げます。

10月11日、文教常任委員会を巣南庁舎3階3の2会議室において開催し、付託されました議案について、委員全員の参加を求め、市長、教育長、教育次長、教育総務課長、学校教育課長及び生涯学習課長の出席を求め、それぞれ詳細な説明を聴取し、慎重に審査を行いました。

審査の内容及び結果を議案に沿って簡潔に申し上げます。

議案第66号の平成16年度学校給食事業特別会計歳入歳出決算については、歳入決算額2億6,471万7,077円、歳出決算額2億6,373万6,604円、歳入歳出差引残額は98万473円となりました。

審査の中で、給食費の未納問題と残飯の処理等についての質疑がありました。給食費については、過去の時代は地域委員が各家庭を訪問し集金する。あるいは、先生が生徒から給食袋に入れた給食費を集め、金融機関を通じ納付していたので未納が少なかったが、平成6年度に口座振替に切りかえてから年々未納がふえてきた経緯があり、そのため平成11年度から給食の選択性を実施し、父兄から給食の申し込みを受けて実施している旨の説明が執行部からありました。

また、残飯の処理については、リサイクルを考えれば肥料等にする方法があるが、その行程においては悪臭が発生し、また、堆肥にしても引き取り農家が少ないため処理に困るので、現在は西濃環境整備組合へ搬入して焼却処理している旨の説明がありました。

後に討論を許可したところ、討論なく終了し、慎重に審査した結果、議案第66号は全員一致で認定と決定いたしました。

次に、議案第74号の平成17年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ32万9,000円を追加補正し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億7,588万3,000円とするものであります。

慎重に審査した結果、議案第74号については、報告すべき質疑、討論はなく、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が付託された2議案の審査内容及び結果についての報告であります。

なお、議案第71号平成17年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）についても、文教常任委員会協議会において教育委員会所管事項の説明を求め、聴取いたしました。特に、総務常任委員

会に意見を申し入れることもなしとし、終了いたしました。

以上、会議規則第39条第1項の規定により報告いたします。平成17年10月21日、瑞穂市議会  
文教常任委員会委員長 篠田 徹。

議長（土屋勝義君） これより議案第66号平成16年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第66号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第66号平成16年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定されました。

これより議案第74号平成17年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第74号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立多数です。したがって、議案第74号平成17年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第17 議案第52号から日程第27 議案第71号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（土屋勝義君） 日程第17、議案第52号土地の取得についてから日程第27、議案第71号平成17年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）までを一括議題とします。

これらについては、総務常任委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 広瀬捨男君。

総務常任委員長（広瀬捨男君） 議長のお許しを得ましたので、委員長報告をさせていただきます。

ただいま議題となりました案件について、総務常任委員会における議案審査の内容及び結果について順次御報告いたします。

総務常任委員会に付託されました議案は、議案第52号土地の取得について、議案第53号財産（土地）の使用貸借（呂久）について、議案第54号負担付き寄附の受納（上牛牧）について、議案第55号財産（土地）の使用貸借（上牛牧）について、議案第56号訴えの提起について、議案第57号岐阜地域広域市町村圏協議会を設ける市町数の減少等に関する協議について、議案第60号瑞穂市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定について、議案第61号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第62号瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、議案第63号平成16年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第71号平成17年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）の以上11件であります。

次に、審査の経過について申し上げますと、10月13日、14日及び17日の3日間にわたり、総務常任委員会を議員会議室において開催し、付託されました議案について、市長、助役、収入役、市長公室長、総務部長、秘書広報課長、政策推進課長、総務課長、財政課長、税務課長及び会計課長の出席を求め、それぞれ詳細な説明を聴取し、慎重に審査を行いました。

その審査の内容を議案に沿って簡潔に申し上げます。

まず、議案第52号土地の取得について御報告をいたします。

本議案は、瑞穂市給食センターの建設用地を取得するため、地方自治法及び瑞穂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

質疑としては、取得する土地の利用方法など具体的な事業の計画についてなされ、給食センター建設用地、ハリヨの池の保護など、現時点での執行部の考えと、詳細については購入後に進めていくことになる点について説明がなされました。

反対意見といたしまして、当初はこの土地を市民のための公園とするニュアンスが強かったが、まだ計画の中身が抽象的で、給食センター用地のみの印象であるので、当該センターの用地としてなら他の安いところでよいとする意見と、今までこの土地の論議を重ねてきたことや、詳細についてはこれから明らかになっていくことなので、この土地が高いか安いかではないと賛成する意見が出されました。

採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第53号財産（土地）の使用貸借（呂久）についてであります。

本議案は、呂久自治会との間で公民館等に使用される土地の無償使用を認め、土地使用貸借契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

本案について、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第54号負担付き寄附の受納（上牛牧）についてであります。

本議案は、上牛牧地区の集会施設に隣接する土地ですが、当該施設の駐車場等に使用される土地について、当該自治会が無償で使用することを条件とする当該土地の寄附を受納することについて議決を求めるものであります。

議案に対する質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第55号財産（土地）の使用貸借（上牛牧）についてであります。

本議案は、議案第54号に関連する内容であり、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第56号訴えの提起についてであります。

本議案は、市道3-3-193号線地内の土地について、現況が道路敷地であるにもかかわらず登記簿上は私人名義となっており、道路に関する紛争が絶えないので、その土地の所有権移転登記手続を請求する訴えを提起するため、議会の議決を求めるものであります。

質疑として、訴える限りは、現況が道路であるも相手方の主張を反証する客観的な材料があるかという観点で、当該土地の固定資産税の課税の状況について質問がされましたが、文書の保存年限の関係から、平成7年以降、課税はされていないという事実の確認しかできないとの説明がございました。

また、この土地の問題は明治のころからのものであるので、事実関係が把握できなくなっていること、当事者間での話し合いが全くできていないこと、また相手側からは市に対して、このほかの土地の件で訴えが提起されていることから、今回、当該土地をあわせて司法に問題解決をゆだねる形で、判決はどうかであれ、裁判を通して一つの結果を出すことが重要という意見も出されましたが、日を改めて17日に審議がなされ、この間に、当該土地については、明治36年に分割されてできたことが土地台帳に記載があったが、固定資産税の関係については、新たな事実関係はわからないものの、再度審議するまでに見つけることができた昭和38年の課税台帳には、その土地自体の記載は見当たらなかったことなどが説明をされました。

また、固定資産税の支払い状況の全容がわからないことについて、反対意見として、市が訴えを提起する場合、本来、市が立証責任がある。しかし、それが不十分なのでとする意見と、下水道工事で土地の名義が明らかになったが、結果はどうあれ裁判の中で明らかにしていくことが重要とする賛成意見がありました。

その後、採決を行った結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第57号岐阜地域広域市町村圏協議会を設ける市町数の減少等に関する協議についてであります。

本議案は、羽島郡柳津町が合併により本協議会を脱会するため、協議会を構成する市町数を減少する規約を定めるもので、議案に対する質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第60号瑞穂市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定についてであります。

本議案は、地方自治法第 244条の2 第3項に基づき、市が設置する公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手續等に関し、必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

質疑の中では主に、一つは、条例中の指定管理者の選定をする条項について、制度の公正を図るため、市長及び議員の職にある者が関与する法人が指定管理者となる場合等を想定して、あらかじめ排除しておく規定についての見解を求める意見が出されました。地方自治法改正の趣旨は広く公募することを前提としており、そうした制限を設けないこと。また、地域の自治会やNPOなどのさまざまな組織が指定管理者になることもあり得ることを考慮し、指定する公の施設の性質に応じて、募集要項により規定できるとする説明がなされました。

また二つ目には、指定管理者の制度導入により、公の施設について、議会の実質的なチェックができなくなるとの意見については、条例中の指定管理者の指定の際には議決を必要とする条項により議会のチェック機能を果たせ、加えて毎年度報告させる規定からも十分にチェックができるとする説明がなされました。

総じてこれらの議論は合意に達することができず、条文の内容を精査するため、継続審議にすべきとの動議が出されましたが、これについては、採決の結果、反対多数にて継続審議としないことになりました。

本案については内容を吟味する必要があるとして、17日に再度審議を行いました。この結果、再度、質疑、討論を行って理解を深めました。

反対意見として、市場原理万能主義で指定を受けた民間が使用許可を出せば、公の施設の公共性が担保できないとする意見と、この条例は地方自治法において制度が規定され、民間からNPOなどの組織までさまざまな管理ができる可能性を含むものであり、加えて手続についてのみ規定しているもので、管理者を選定するにおいて条件をチェックすることは可能とする賛成意見が出され、採決を行った結果、賛成多数で可決すべきものと決定をいたしました。

その採決をする前に、棄権された委員が1名ございましたので、参考につけさせていただきます。

次に、議案第61号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、市の非常勤職員として瑞穂市福祉有償運送運営協議会を新設するに当たり、委員の報酬について追加を行うものです。

質疑の中で、同協議会については、社会福祉法人などの非営利法人が緊急または公共の福祉の確保のため、やむを得ず自家用自動車による福祉有償運送を行おうとする場合に、自動車運送事業法第81条第1項の規定により許可をとるため、当該福祉有償運送の必要性及びこれらを行う場合の安全確保や旅客の利便の確保に係る方策等を協議するための会である旨の説明がありました。

本案について、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第62号瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律が平成17年5月2日に公布されたことに伴い、関係する市条例の改正を行うものであります。

本案について、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第63号平成16年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

平成16年度一般会計決算状況については、歳入総額 138億 4,907万 2,000円、歳出総額 126億 2,982万 6,000円であり、歳入歳出差引額及び実質収支は12億 1,924万 6,000円の黒字であったが、単年度収支では 1,849万 7,000円の赤字となったものであります。

前年度からの増減については、瑞穂市が平成15年5月に合併したことから、この年度の決算

額としては11ヵ月分の予算であり、16年度の決算額とを単純に比較することはできませんが、歳入総額については15億 3,546万 2,000円の減で、増減率にしてマイナス10.0%、歳出総額については15億 1,696万 5,000円の減で、増減率にしてマイナス10.7%、歳入歳出差引額では1,849万 7,000円の減で、増減率にしてマイナス 1.5%となっております。

本案についての主な質疑は次のとおりでございます。

平成16年度の普通交付税及び特別交付税の内容を尋ねる質問については、特別交付税について、市町村合併に関する経費分として算入された額であったが、15年度、16年度、17年度と次第に低減し、来年からは算入なしとなること。また、普通交付税の算定に係る基準財政需要額が投資的経費の減少、算定上の単位経費や補正係数の減額により減少し、一方で、基準財政収入額が税源移譲や税源を算定する場合の係数の変更（0.75 から 1.0）などにより増加することによって、結果的には市の財政力が高くなることから、交付税の交付金が減少することになるという説明がございました。

また、厚生常任委員会からの報告事項として、民生費の瑞穂市社会福祉協議会への運営補助金に関連して、補助金を出している団体の会長に瑞穂市助役が選任されていることについて、是正を求める意見があったとの報告でしたが、現在の社会福祉協議会の運営状況は、自主・独立した運営や自主的に使える財源はほとんどなく、独自経営にしても何のメリットもない。むしろ事業の中身を管理するにはこの方がよいが、今後に関しては、市民のためになる独自活動を行っていくためにも、将来的には分けていく必要があるとの説明がございました。

このほか、生活保護世帯の申請や認定件数の状況、未来志向研究プロジェクト事業の中身、広域入所事業の概要や負担金、財産貸し付け、土地貸し付けの内容などについて質疑があり、反対意見として、16年度の生津ふれあい広場の用地取得の件で、購入の際、反対した経緯をもって認定しないとする意見と、歳入歳出につき的確にまとめられ、監査委員の審査意見も適正であるので認定すべきとの賛成意見が出され、採決の結果、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第71号平成17年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億 5,580万8,000円を増額し、歳入歳出ともに 128億7,942万 2,000円とするものであります。

歳出の主なものといたしまして、総務費では、行政事務アウトソーシング委託料、公共施設アスベスト調査委託料、公共施設整備基金積立金。民生費では、自治会公民館補助金、未来志向研究プロジェクト等事業委託料、民間児童厚生施設等活動推進事業補助金、子育て支援拠点設計監理委託料。衛生費では、病院群輪番制2次病院負担金。農林推進業費では、柿産地構造改革支援基金造成事業補助金。土木費では、駅前バスターミナルに係る土地購入費。消防費では、退職者報償金、防災行政無線の屋外スピーカーの交換費用。教育費では、西・中ふれあい



広場の土地の購入費（順次購入分）が上げられます。

歳入では、地方特例交付金及び地方交付税の減額、老人保健事業推進費等補助金、児童福祉施設併設民間児童館事業県補助金、老人保健特別会計繰入金、前年度繰越金及び駅前対策事業債の増加となっており、今回予算の特徴として、平成16年度の決算により、平成17年度における前年度繰越金が確定したことを反映した予算編成となっています。

主な質疑の内容は次のとおりでございます。

臨時財政対策債を使うかについては、使わない。

給食センターの土地購入費の財源については、6月議会の債務負担行為で開発公社に4年のうちに買ってもらうことになっている。

議員会派の部屋数については、パーティションで仕切る構造なので、部屋数の増減に今後対応できる。

交付税と合併特例債の関係についての質問では、合併特例債は交付税算定のための基準財政需要に算入しているため、発行すると交付税は増加する計算になるが、財政力指数の高い団体では、行財政改革の中で財政力指数が高くなって不交付団体になると、かえって特例債が負担となってくる。

アスベスト調査については、この予算がついてからといった説明がされました。

また、厚生常任委員会からの報告事項として、民生費の子育て拠点整備費における設計監理委託料について、子育て支援拠点の計画において、建設コンサルタント等技術審査委員会に保育現場の意見が反映できる職員を参加させ、よく検討していただくことと、議会の意見も取り入れていただきたいといった報告がされ、技術審査委員会の審査は、実質は今回議決をもらってからになるものの、別府保育所長、また前別府保育所長の意見を入れていくこととなっているとの説明がございました。

反対意見といたしまして、給食センター用地購入で反対をしているので、関連のある予算に対して反対するという意見が出されました。

以上のような審議の後、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしましたので、会議規則第39条第1項の規定により報告をいたします。平成17年10月21日、総務常任委員長 広瀬捨男。

議長（土屋勝義君） これより議案第52号土地の取得についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） ただいま委員長報告にございましたけれども、その中で反対したのは私でございます。

昨日も、当該土地につきましては、執行部提出議案の内容の瑕疵について、福野助役の責任をただした経緯もございます。そのほかの理由といたしまして、一つは、当初の構想は給食センターのみならず、ハリヨの池の保護を含めた市民公園のイメージがひどく強く感じたような受けとめ方をいたしております。それが今回の内容を見ましても、後退をしているのではないかというような印象も受けております。さらには、堀議員が当初から申しておりますけれども、もっと別のところで安いところを買って、現在の土地はもっと有効に活用をした方がいいのではないかというような主張を一貫してなされておりますけれども、私はその意見に賛成でございますので、本議案については反対という立場で討論にかえたいと思います。

なお、同土地の問題につきましては、71号議案で1,300万ほどの減額補正が計上されておりますので、同議案についても反対をさせていただきますことを申し添えておきたいと思っております。以上でございます。

議長（土屋勝義君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 浅野楔雄君。

7番（浅野楔雄君） 議席番号7番の浅野でございます。

総務常任委員会におきまして執行部より説明がありまして、いわゆる表題に掲げてあります1万1,330.57のうち8,300平米を給食センターとして使用する。残りの部分をハリヨの公園とするという説明がありましたので、いわゆるハリヨの保護に関するところでは、十分ハリヨが保護されるということで、私はこの原案を賛成といたします。

議長（土屋勝義君） ほかに討論ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 議席番号5番 熊谷祐子です。

私は、議案第52号土地の取得について、反対の立場から討論いたします。

2点申し上げます。まず1点です。この土地購入につきましては、まず土地の購入ありきでした。議員になりましたすぐ、第1回の全協で、ほかの二つの土地と一緒に、ことしは三つの

土地を購入したいという話があり、すぐ後で、女性の会でも松野市長がそのような説明をしたということを知りました。そして目的については、その段階では白紙状態と同然でした。まず、土地の購入ありきという点で1点反対いたします。

第2点ですが、地元から反対署名が出ております。私の手元に届いていませんでしたのでよくわかりませんでしたが、これをよく丁寧に読んでみました。大変私には納得のいくものでした。丁寧に読みますと次のようなことが書かれています。

まず経緯として、突然新聞で給食センターがつくられることを知ったのはどういうことであるかと。この点に関しまして、きのうの一般質問でも私は申し上げましたが、事業計画段階で関係者、この場合は地元の方々ですが、関係者の意向や意見をきちんと聞かない。市民と一緒に計画をつくっていかないということにこの地元の方たち、関係者は大変不満を持っている。これは私はずっと考えていることですので、大変納得がいきました。

次に、道路・河川改修等整備がおくれたままであると。この辺は、私も転入者です。この反対署名をされた方たちは、全員ではないかと思いますが、転入者の方たちだと思います。私も転入者の気持ちというのが非常によくわかりまして、ほかのまちに比べてずうっと古い体質を市が持っていて、まちの基盤整備が非常におくれている。このことに不満を持っているということが非常によくわかります。

最後にまとめてこう書いてありました。2点あります。なぜあえてこの土地で給食センターを建てなければならないのか。これは今、西岡議員も言われましたし、堀議員も今まで意見を述べられていますが、あそこである必要はない。もう1点は、環境問題についての懸念が書いてありました。においと、排水とかについてありました。この環境問題につきましては、私は瑞浪の給食センターなども視察に行きまして、ほぼクリアできるのではないかと考えています。ですから、この反対署名を見るまでは私は賛成しようかなと思っていたんですが、反対署名を読みまして、環境問題ばかりが大きく、そんなものはクリアできるというふうに議員の間でも話し合われておりますが、そのほかのこの事業計画の経過、それからこのまちの基盤整備のおくれ、3点目に、なぜあえてこの土地に給食センターを建てなければならないかと、この三つで反対いたします。

この趣意書には、「議案」「議会」という言葉が3回出てまいります。議会に対する不信、議案提出に際し、その前に地元の意向をよく聞いてほしいというようなことが、「議会」「議案」という言葉が3回も出てまいります。

ここで、この場に立って討論するというのは、執行部に対してではなく、議員の皆様に対してするものであるということを知りました。私たちは住民の代表として選ばれた議員です。住民から、一部ではあれ、このような声が出ていることについて、しっかり考え、討論して、前へ進めなければいけないのではないのでしょうか。

以上、議案第52号土地の取得について、反対の立場から討論いたしました。以上です。

議長（土屋勝義君） 賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 篠田 徹君。

2番（篠田 徹君） 2番、翔の会所属、篠田 徹。

賛成の立場から討論させていただきます。

私は、文教常任委員会委員長といたしまして、また一市議会議員といたしまして、この議案について賛成をするものでございます。といいますのは、この土地の購入提案理由には給食センターの統合建設ということがうたわれております。旧穂積町時代における給食センターの老朽化等をかんがみるときに、一刻の猶予もなく、早急に建設にかかるべきではないでしょうか。こうしたときに、前議会におきましても議論がなされ、今、この議会において、普通財産として購入をしたい旨の提案があるときには、粛々と進んでいくべきではないでしょうか。私はそのような立場にのっとって賛成とさせていただきます。

議長（土屋勝義君） 次に、反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 堀 孝正君。

8番（堀 孝正君） ただいま議案になっております件につきまして、反対の立場で討論をさせていただきますと思います。

なぜかといいますと、この事業、給食センターの統合には私は賛成でございます。給食センターを建設することも賛成である。ところが、ここで建てることには私は反対であります。なぜならば、この土地は宅地でございます、企業がいった跡でございますから、企業誘致をしようと思ったらすぐにでもできるわけです。実は企業誘致でこの瑞穂市へ進出をしたい、まだ幾つかあるようでございます。そんな中におきまして、他のところで企業誘致をしようとしても、その土地の確保には、なかなか確保できるものではありません。ところが、ここは宅地です、企業のあった跡でありますから、即利用ができる。それによりまして、まず固定資産税、さらには事業税、そこに働く人の大きな雇用の創出が生まれてくるわけでございます。その雇用された皆さんが所得税を払う。そういった将来のいろんな財政運営におきましても、非常に大きなプラスになる。ところが、市がここで給食センターをやるとなると、即その日から税は全く入らないわけでございます。ですから、現在、税の安い市街化調整区域、さらには農業振興地域、集落連檐あるところで土地の確保をしようと思ったら、今、土地は買い手市場であります。本当の話が、売りたいけれども買ってくれないのが現状でございます。そんな中で、やはり土地の確保をしようと思ったら、市がしようと思えば地権者も大義名分が立ちます。ましてや公共事業のことですので、そうすれば取得も可能であります。この問題につき

まして、私は実は経営者協会、また市内には大共穂積会と、先般もございました。多くの皆さんの意見を聞きましたら、あなたの考えが間違っていない。だから、強く私はきょうここで反対の意見、私はハリヨの池、賛成であります。給食センター、市民公園、これも賛成であります。ところが、ここで給食センターでそのような税金が入らないと、こういうあれでは私は賛成をしかねます。ですから、立場をはっきりとさせていきたい。本当に財政のこと、きのうも一般質問でいろいろございました。シビアに将来のことを考えまして、現在、固定資産税が入っておるものが入らなくなった。市が給食センターを建てる。ほかの農地でしたら10アール当たり 1,800円から 2,000円であります。そんなところでやるやつなら税のあれも変わりません。ですから、私はそういう意味合いにおきましても、この土地の取得、給食センターで取得をするというのは、企業誘致か、それとも市民センターとか、こういう案なら賛成であります。給食センターの統合、そして事業をやるということ、これには賛成であります。ここで給食センターをやろうということにおきましては、反対の立場で討論をさせていただきました。以上でございます。

議長（土屋勝義君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 棚瀬悦宏君。

16番（棚瀬悦宏君） 16番 棚瀬悦宏です。

賛成の立場で討論をしたいと思います。

今、堀議員の言葉を聞いておりまして、反対の討論を聞きまして、議会って何だろうかなというふうに思って聞いておったんですが、ともかく逐次、前向きに議会をやっていると思ったら、後ろ向きの政策を言っているらっしゃるんですね。我々は、この土地については6月から学校給食の土地で購入するよという事業目的で買うんですね。その事業目的をみんなで認めたいんです。それを反対していくといたら、どこに何をでかすということ、即座に建設的な意見が、言葉がやれますか、今。そんな状態の中で、また後下がりのような議論をしなきゃいかんということが、一つこれは議会として問題ではないかなと思いますので、やっぱり議論というのは合意形成をしていくのが議会である。議会というのは、合意形成していくということは、順番に事を運んでいく。まるっきりひっくり返すという話だと、政策論争を初めからなぜしなかったかと。こういうことで議論して決まってきたんです。そういうことを言って、自分の所信のような話をして、そして反対討論するということが自体が問題だと思っておるんです。

〔発言する者あり〕

16番（棚瀬悦宏君） そういうことなんです。そういうことで合議制でやってきたということなんです。そういうことですから、やはり学校給食の事業目的で買うよということが決まったんですから、その土地はその土地で買っていかなくちゃいかんということになったんですから、

それを開発公社に4億円で委託するという事なんです。そういうことをまず基本的に御理解をいただきたいと思って、私は賛成の論を申させていただきます。よろしくをお願いします。

議長（土屋勝義君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第52号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立多数です。したがって、議案第52号土地の取得については、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第53号財産（土地）の使用貸借（呂久）についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第53号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第53号財産（土地）使用貸借（呂久）については、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第54号負担付き寄附の受納（上牛牧）についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第54号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第54号負担付き寄附の受納（上牛牧）については、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第55号財産（土地）の使用貸借（上牛牧）についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第55号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第55号財産（土地）の使用貸借（上牛牧）については、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第56号訴えの提起についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 本議案につきましては反対をいたしましたので、その理由について明らかにしておきたいと思えます。

本件、別府堤内三ノ町 609番3の土地の所有権につきましては、10月12日に訴えの相手方である井上善二郎氏から、その間の事情について聴取をしてみました。井上さんのお話によりますと、父の時代から固定資産税を払っていた。父から相続してからも何年間か固定資産税を払っていた。こういう話であります。もちろん登記簿上も井上善二郎名義になっておる。そのことは役場も認めておるわけですが、この間の中では、役場から一度も所有権の移転をしてくださいという協力要請も行われておりません。しかし、役場が勝手に地番を消してしまっただけで、そういうこともあった。それについては、抗議をして戻させた。さらに3年前、役場がNTTの工事のための許可を出したので抗議をしたけれども、松野市長も松野部長もNTTに許可を出したことは間違いですというふうに謝った。これは井上さんの主張でありますから、それに対する執行部の側の反論もあろうかと思うんですけれども、いずれにいたしましても井上さんからそういう話があったということでありまして、それで委員会の中でも、私はそういう話を踏まえて、固定資産税を徴収していた期間はどれくらいあるんですかと、こういうこともお聞きをいたしました。けれども、それに対する回答はございません。

そういう状況で、裏を返すと、固定資産税を徴収していたということは、本件土地の所有者が井上善二郎さんであることを固定資産税を取ってきた期間については認めていた、こういうふうなことになるわけでありまして、そうでありますから、行政の側が裁判を起こすという場合には、具体的なそれを立証する証拠書類、あるいは証人等々をどの程度そろえて裁判を訴えたのかということが基本的に重要になろうかと思うんです。といたしますのは、最高裁の判例では、昭和34年1月8日、登記簿上の所有名義人は反証のない限り当該不動産を所有する者と推定すべきである。こういう判例があるわけでありまして、最高裁の判例ですから、やはり非常に重いものがあるかと思えます。そういう意味では、委員会の中での執行部の側の説明というものは、裁判を起こすには十分な環境ではない。ただ、動機といたしまして、井上さんから裁判を起こされたことに対して、この機会をすべて解決する機会としていきたいという、その動機はわからんではないんですけれども、やはり裁判をやるということは、それなりの厳密な証拠書



類を整えて裁判をやる。裁判を起しさえすれば、そこで裁判所が何とかやってくれるだろうというふうなことは余りにも政治的過ぎる。だとするならば、事前にもっと私が聞いたような諸事情について、井上さんのところに行って、本当に自分のところが所有権を持っているのであるならば、それをちゃんと本人に証拠書類を示して納得していただいて、それから所有権の移転登記の協力をお願いするというふうにしていけばいいのではないかというふうに、私はあまり本件について事情を知りませんでしたので、本人から事情聴取をした中で、第三者だったらそういうふうを考えるんじゃないかな。全く事情に精通せずにその話を伺って、その結果、第三者として考えたときには、もう少し慎重に対処すべきではなかったかというふうに思っておりますので、反対の討論にかえさせていただきたいと思っております。以上であります。

議長（土屋勝義君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 浅野楔雄君。

7番（浅野楔雄君） 議席番号7番、翔の会の浅野でございます。

原案に賛成の立場で議論させていただきます。

今、西岡議員の方から最高裁の判例云々というお話が出ましたが、私も全部最高裁の判例を読んでおりません。また、いろいろな物の考え方がございまして、いわゆる反証するものがない、または訴えたときに勝ち目がないという意味で裁判をやりましたら、これは裁判所の方からこれを立証するものを出してくださいという請求があつて初めて出すべき証拠書類もありますので、一気にここで手の内を見せて訴訟をやるという人は、まさかいないと思っておりますので、やはり裁判所が裁く中で、それに対する証拠を出してください。はい、これが証拠ですと。一つずつ証拠の積み重ねを両方でやっていただいて、その最終判断は多数決、裁判官で決定するというのが裁判所の仕組みですので、やはり人それぞれの思い、行政それぞれの思いで訴訟を起こされる限りは、裁判所がどのように判定しようとも、その論戦の中で確たる証拠を出し、また、ないものはないと。そこで公正なことをやっていただければ私はいいかと思っております。ですから、行政が、今まで伝聞でいろんなことはこの方については伺っておりますけれども、やはり一番公正な立場でやっていただけるのは裁判所ではないかと思っておりますので、私はこれを訴訟していただいても別に差し支えないと思っております。賛成いたします。

議長（土屋勝義君） ほかに討論ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 議席番号5番 熊谷祐子です。

私は、議案第56号訴えの提起につきまして、反対の立場から討論いたします。反対と申しましたが、実際は限りなく保留に近い反対です。

以下、理由を述べます。

総務常任委員会も傍聴いたしましたが、そこでの話を聞いていますと、私にはかねてより疑問に思っていたことが解けました。それは、なぜ駅前整備がおくれているか、進んでいないのか。ああ、こういうことかと。こういうような話し合いのおくれというか、解決のおくれがあるからなんだなということがわかりました。

総務常任委員会では、相手方に対しての人物評価の話も出ました。しかし、駅前の土地の話、正確に申しますと、駅前ロータリー整備のときに移転した方から、しばらく前ですが、わざわざ留守番電話まで入って入って、非常に納得がいかない、駅前整備については、なぜいまだに整備が進んでいないのか。自分たちは多大な犠牲を払って移転した。移転に初めは同意しなかったのに、かなり強制的な力があって移転したのに、その後、全然進んでいないのはなぜなのかという経過をお聞きしたこともあります。この件だけではありません。

行政が、執行部が一市民を訴えるということは、普通の事態ではないと思います。総務常任委員会の中では、この件につきまして、これを機に解決できるという議論がありました。現時点だけを見れば確かにそうです。しかし、これはいわば法律を求めるきわみだと思います。私はこれまでの経過を詳しくは存じませんが、非常に疑問を感じております。行政、執行部の、執行部というと非常に抽象的ですが、人間がやってきたことなわけです。一市民に対しては絶大な権力を持っているわけですから、その権力をもっと丁寧に使えばここまで来ることはなかったのではないかという、これは疑問ですが、疑問がどうしても抜けません。この疑問ゆえに、私は限りなく保留に近い立場で反対させていただきます。以上です。

議長（土屋勝義君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 小川勝範君。

10番（小川勝範君） 議席番号10番 小川でございます。

この関係等について、賛成討論を述べます。

瑞穂市の穂積駅として、どうしても必要な内容でございますので、早く結審をして瑞穂市の駅の開発に進めていきたいと思っておりますので、各議員さんも御了解をよろしくお願いいたします。

議長（土屋勝義君） ほかに討論ございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（土屋勝義君） 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） 11番 小寺です。

私、この案件については、本議会が始まるまで全然知りませんでした。過去の経過も知りません。全協で若干聞きましたけれども、瑞穂市の駅前開発を今後やっていくには、十分話し合いの精神でやっていかないと解決が難しいんじゃないかということを思っております。そうい

う点で、裁判になっても裁判長から和解というようなことで勧告もいろいろ出てくるということがあると思います。そういうときに話し合いの精神、気持ちを持たないといかんのですから、向こうから訴えられたやつは訴えられたでしようがないですけども、あえてこちらからまた訴えるということはすべきじゃないんじゃないかという気がします。その訴えが本当に正当性ある、大義がある訴えかどうかということは私どもでは判断できませんので、この議案については採決に対して棄権をしたいと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

議長（土屋勝義君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第56号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立多数です。したがって、議案第56号訴えの提起については、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第57号岐阜地域広域市町村圏協議会を設ける市町数の減少等に関する協議についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第57号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第57号岐阜地域広域市町村圏協議会を設ける市町数の減少等に関する協議については、委員長の報告のとおり可決されました。

ここで議事の都合により休憩をいたします。

午後、開会は1時半を予定いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後1時33分

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第60号瑞穂市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 議案第60号については、委員会の中では継続審議にさせていただきたいという話をしたわけでありまして、採決の結果、継続審議をしないということになりました。今も動議も出されずに、60号については討論というふうになりましたので、反対討論をさせていただきたいと思います。

基本的に私は、公的施設を利潤追求の対象とすべきではないというふうに思っております。低料金でだれでもが公平に利用できる。そのための公的施設を指定管理者制度によって代行すると。とりわけ株式会社とか、そういうものが入ってくる。もちろん瑞穂市の場合は具体的にどうなんだという話もあるわけですが、基本的には利潤追求の対象とすることによって、利潤を上乘せした利用料を取るとか、今までは使用の許可というのは行政処分ですから、公権力しかできなかった。それが指定管理者が、株式会社でもできるようになるということは、いかなものかというふうに思っております。基本的なことを言えばいろいろあるんですけども、結論的に申し上げれば、指定の手續等に関する条例ということで、手續だけの印象を受けるわけですが、第4条を見れば明らかとあり、指定管理者の候補者の選定の基準ということがあります。どういう指定管理者を候補者にするか、そのための基準ということですね。これは非常に重要な問題になってくると思う。単なる手續というふうには受けとめるべきではないということで、そういうことから考えたときに、地方自治法の場合には、請負なんかでは兼業禁止ということで、首長とか、あるいは我々議員も含めて、それは禁止規定があるわけですが、それはそもそも公権力を利用して自分の利益を追求するというふうなこと

は排除する。公的な立場からは、それは許されないことだというのが精神だというふうに思いますので、この4条の中にもそのような兼業禁止の規定を入れるとか、これは具体的な話ですけれども、そのほか罰則規定等々、もう少し、12月なら12月まで時間をかけて精査をして採決をすべきであるというふうに私は思っておりますので、まだそういう手続がなされていない現状で採決ということになれば、反対というふうにせざるを得ないということで、反対の討論にかえさせていただきたいと思います。

議長（土屋勝義君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 棚瀬悦宏君。

16番（棚瀬悦宏君） 16番 棚瀬悦宏です。

賛成の立場で述べさせていただきたいと思います。

指定管理者制度というのは、この手続を請求するというのは、御存じのように、平成15年度の地方自治法の改正によって公の施設の指定管理者制度が創設されるという、これまでとはちょっと違って、公的な純粋な諸団体に限定されてきた従来の管理委託制度を生粋な民間企業やNPO等によって管理運営されることが可能になるということだと思っております。それも改正される段階からもう2年経過してきたということで、それまでに議員の方々から、また昨年からは指定管理制度についての質問をされておるんです。それで相当皆さん、純粋にわかっていらっしゃる方々も多くなったと思っております。

そこで、この管理制度の手続が来年の9月で施行されるということで、その手続、順番にいきますと、今年度の3月31日までに管理制度について施設等を見直していくという手続が必要だと思っておりますね。来年に向けて、12月でいいとかどうかということではないと思っておりますね。そういう見直していくという手続も必要でなからうかと思って、それが3月31日までに多少見直して、そして来年度に向けていくということになると、やっぱり9月の改正をされる時点までにある程度の見直しが必要ではなからうかと思っております。そういうことで、この手続については、執行部から出されたものについては足を引っ張るんじゃなくて、そういう民間の方々でもできる制度、また公共サービスもそういう民間の方にもできる制度をもう一遍、やるやらんは関係なく一遍見直していただいて、それから第2次に、管理制度をされる施設であれば、やっぱり議会でもう一遍練っていかないかんといい2段階がありますので、こういう議会のチェックもなされることですから、あまり問題ではないと思っておりますし、西岡議員の兼業の禁止事項のことを考えたいと、もっと慎重に審議したいというようなこともあろうかと思っておりますが、これはやっぱり施設によっては民間のNPO法人等にもお願いしないかんといいということで、そこにある程度のかかわり合いのある方も出てくる可能性もあるということで、初めから一般請負みみたいな一般取引の制度じゃないんですから、それははっきりしているんですね。請負業はな

いという管理制度だということであってあると思いますので、その辺も踏まえて私は賛成をすべきと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（土屋勝義君） ほかに討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 私は、採決に先立ちまして動議を求めます。

議席番号5番 熊谷祐子です。

私は、この議案第60号瑞穂市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の制定について、条文の不備を理由に継続審査を求めます。第5条があることの疑義、そのほか今、反対討論にありましたような理由で継続審査を求めます。

総務常任委員会も傍聴いたしました。そこで既に継続審査は否決されておりますことも承知しておりますが、議員の一人として、この本会議で継続審査を求めたいと思います。総務常任委員会で継続して審査してほしいという動議が出たことも承知しておりますが、改めて本会議で議員の一人として継続審査を望みます。以上です。

議長（土屋勝義君） ただいま熊谷祐子君から、議案第60号については総務常任委員会で継続審査とすることの動議が出されました。

この動議は、会議規則第15条の規定により、1人以上の賛成者が必要となりますが、賛成者はいませんか。

いま一度の確認をいたします。賛同者は。

〔「賛成」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 賛成者がおりますので、この動議は成立いたしました。

議案第60号を総務常任委員会で継続審査とする動議を議題といたします。

この件に対する質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この動議のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立少数です。したがって、議案第60号を総務常任委員会で継続審査するとの動議は否決されました。

これから議案第60号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立多数です。したがって、議案第60号瑞穂市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第61号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第61号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第61号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第62号瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての委

員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第62号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第62号瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第63号平成16年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 私は、平成16年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算について、反対の立場で討論を行いたいと思います。

委員会の中では、一つの具体的な例として、生津ふれあい広場の用地取得に絡んで反対を申し上げました。そもそもこの生津のふれあい広場、そのもとの購入については、私は不要不急の土地であると。目的が明確になっていない。そういうものに億単位の金を出すべきではないという基本的立場で今まで反対をしてきております。したがって、その決算についても反対をするということなんですけれども、とりわけ16年度の決算を見ますと、これも堀議員



が言っておりましたけれども、7億3,000万円の積み立てをやりながら、なおかつ実質収支で約12億2,000万円の黒字。これをどう考えるかということ考えたときに、長期的、長期的と言いますが、やはり具体的にもっともっと困ってみえる方もありますし、私自身のことと言うならば、サラ金とかやみ金の相談をやっておりますけれども、本当にその人たちの具体例は悲惨であります。家族から電話がかかってきて、車が今乗り捨ててあるので、巢南で見つけたので、車のところへ行く。本人はおらん。乗ったまま2ヵ月家を出ていった。しばらくして病院から電話がかかってきて、手を切って自殺をした。本人に早速会って、その事情を言いながら、何とか生きていこうと。生きていけば、まだ先も見えてくるから頑張ろうということで、一生懸命家族ともども具体的な救援活動をしております。一つの例です。今現在でも5件抱えております。

そういうことから見ると、前の一般質問でも申し上げましたけれども、公費を使って、行政の窓口で、十分時間が朝から晩まである中で、そういう人たちの相談窓口をつくる。それは職員の給料でできるわけですから、やっていただきたいということも申し上げましたけれども、弁護士がいるからそれでいいということで、じゃあ弁護士がどれだけ住民のための相談活動をやっているのかということを知りたいわけですが、いずれにしてもこれは一つの例であります。もっともっとそれだけの金があれば、私なんか、微力な者が仕事の合間に、議会の合間に、そういう人たちの援助をしておるなんていうような状況でいいのか。そんなばかなことはだめだと私は思います。ですから、それだけの金があれば、100万や200万でどれだけの家族が助かることやらと思いますので、単なる小さな一つの例から申し上げましたけれども、私はこういう予算の立て方、決算の仕方についてはどうしても異議を唱えざるを得ないという立場で反対をしておきたいと思っております。以上であります。

議長（土屋勝義君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第63号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立多数です。したがって、議案第63号平成16年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定されました。

これより議案第71号平成17年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）の委員長報告に対する質

疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第71号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立多数です。したがって、議案第71号平成17年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

ここで議事の都合により休憩をいたします。

休憩 午後1時56分

再開 午後2時34分

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### 追加日程第1 発議第10号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

議長（土屋勝義君） ただいま堀孝正君ほか2人から、発議第10号、議案第71号平成17年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）に対する付帯決議についてが提出されました。

発議第10号を議題にします。

本案について趣旨説明を求めます。

8番 堀 孝正君。

8番（堀 孝正君） ただいま提案になりました発議第10号、議案第71号平成17年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）に対する付帯決議についてであります。

上記の議案を、別紙のとおり瑞穂市議会会議規則第13条の規定により提出をするものでございます。

提出をさせていただきますのは、堀孝正でございます。賛成者として、若園五朗議員、

同じく松野藤四郎議員でございます。

提出の理由でございます。

子育て支援拠点施設の計画に当たりまして、その建設場所や将来の幼保一元化を見据えた施設のあり方について、なお検討の余地があるということでございまして、その詳しいあれは、議案第71号平成17年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）の中で、児童福祉費部分の執行について、慎重な執行を求める決議でございます。

平成17年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）の民生費の款、児童福祉費の項に補正計上されました3,847万5,000円は、子育て支援拠点の設計監理委託料を含むものであります。しかし、子育て支援拠点施設の計画に当たりまして、その建設場所や将来の幼保一元化を見据えた施設のあり方について、なお検討の余地があるというものでございます。したがって、子育て支援拠点整備費の設計監理委託料の予算3,100万円の執行に当たりまして、契約締結前に議会と十分な協議を行うなど、慎重な執行を求めるところでございます。

このことにおきましては、執行部の方におきましてプロジェクトチームをつくりまして、園長、さらには前の園長、また保護者の代表、専門家を含めましてそういう検討をされるようであります。その結果を見ながら、契約の締結の前に議会と十分な協議をお願いしたいというものでありますので、皆さんの格別の御理解をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。提案の理由とさせていただきます。

議長（土屋勝義君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第10号は、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、発議第10号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3番（若園五郎君） 皆さん、ちょっと見てほしいんですけども、設計監理料となっておりますんですけども、予算の手引を見ますと、今年度は設計委託料の3,000万、来年度は工事をやるときには監理料、設計監理となった場合は年度をまたぎますので、明許繰り越しというか、予算の策定をしないかんですね。今年度は、設計するのを設計料、来年度は工事をやるための監理料ということで、この設計監理料という名称の使い方が、予算の手引を見てもらえばわかるんですけども、これの補正予算の13の書き方ですね、これは僕は間違いだと思うんです。

もちろん僕は賛成者ですけれども、その間違いがあるんですけれども、議長、その対応をお願いします。

議長（土屋勝義君） 若園君に申し添えます。

ただいま質疑ということでしたが、説明を求めたわけではございませんので。

議事の都合により、しばらく休憩します。

休憩 午後 2 時41分

再開 午後 2 時48分

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 若園五朗君。

3番（若園五朗君） 先ほどの質疑のときに発言したことは、勘違いしていました。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 棚瀬悦宏君。

16番（棚瀬悦宏君） 提出者の方にちょっと御質問したいと思います。

特にこの定例会、お互いが付託された案件、議会でその案件をもとに委員会を中心にやっている議会だというふうに認識しておるんですね。それと、考え方の中には、個人の自由だから、個人だからといって、個人の意見を通されてこういう文書で決議をされる。それも考え方の一つでありましょう。だけでも、やはりこの問題は厚生常任委員会から質問事項として総務委員会で検討してくれというようなことで、総務委員長が粛々と発表されて、その内容もちゃんとこの議会で報告されておるんですね。その内容が、総務委員会でどういう議論をしたかということをもっと掘議員が聞かれたのか、それも一遍お聞きしておく。

その後、だけでも個人のいろんな問題の確執があるから、もっと何かやってみなあかんという考え方があったのか、そういう確執の問題があるのか。私は、議会というのは皆さんがいる、執行部も粛々と審議している。ここにも書いてありますように、慎重な審議を今までやっていたはずなんです。そうしたら慎重な審議ができていなかったのか。本当にまだだめだよ、あれではという信頼関係でそう言われておるのか、その辺をお聞きしていかないかん。慎重な審議というのは、今まで慎重な審議をしなかったのかという反面が出てくる。そういう反面の論理が成り立って、何か自分の確執に合わないからやらなきゃいかんというのか、その辺のところもひとつお聞きしないといかん。

私は、今まで執行部、いろんな面で保守的と言われたけれども、ある程度市長とも離れてやっているつもり。野党になるようなときもあるけれども、やっぱり粛々と私は慎重に執行部がやっていたらいいからまちが発展すると思っているので、そういうやっているのをどう

そんなふうに、議会20人のメンバーがいらっしゃるのに何も審議しないか。それから、どこの委員会で審議するんですかということ。これは20人で協議するんですかと。執行部の一人のことで、何かあなたの確執があってそういう提出をされているのか、その辺のところ不思議なんです。

それからもう一つは、執行部は、堀議員は首長もやっていたらいいのでわかるんですけども、新拠点施設の計画については簡単なものじゃないですね。いろんな問題が含んだ中で設計されたり何かするので、いろんな方々の意見は聞かれると思うんです。総務委員会でもそう言われた。議会もそこでチェックするということで慎重に私も質問しておると思うんだ。そういう中でやっているの、機能的にどういう政策で執行部がやっているかということもわからずして事を運んでいったら、自分の我田の政策とはどういうものなのか、そういうところまで慎重に言われておるのか、その辺の決議文書なのか。私は、議会は信頼して慎重に審議していく場だと思っているので、こんなこと書かなくてもいいじゃないかという考え方を持っているので、これに対して本当にこの議会、名前が堀議員で出ているから、厚生常任委員会の話だったら何か納得できたけれども、個々の論議で事を運ぶ議会であれば私は反対したいと思っておるくらい思っているの、どうぞひとつ私の質問に対して答えていただいて、よろしく願いしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 堀 孝正君。

8番（堀 孝正君） 棚瀬悦宏議員の御質問にお答えをしてみたいと思います。

この決議の問題につきまして、実は厚生委員会の中で相当な議論をしまして、最終的に厚生委員会として、予算の決定は最終的には総務委員会でありますので、それにこういった形でつけ加えて報告をしていただくようにということで、総務委員会とのまとめで委員長の方から総務委員会の方へ出していただいております。そんな中におきまして、どのぐらいって、本当に厚生委員会の中では、やはり場所においても国道 157号、いわゆる本巢縦貫道を挟みまして、現在の施設、また今度計画のある施設、面積的にどうか。利便性的にどうか。ましてや保護者の世帯の割がこの道路を挟んでどれだけあるか。これも大きな差が、道路の東側のあれが断トツに多いわけであります。そんな中で、やはりもっともって十分な議論をして、本当にこれでいいのか。向こうとこっちと分離してつくる、それでいいのか。だから、このことについては十分に審議をするようにということで、全体でこのことは総務委員会にしてくれということをお願いをしております。そのことでありますので、このことを実際、契約の前に、先ほど申し上げました、執行部の方はプロジェクトチームで意見を聞きますので、そのあれがどういうふうになったか。それを議会に報告いただいて、協議をして決定をしていただきたい。そういうことでこの予算執行には十分慎重なあれでしていただきたい、こういうことで提案をさせていただいた。私どもはこの事業に反対するとかそういうあれじゃなく、もっと議論すべ

きところがありますからということでのあれでありますので、議員の皆さんの格別の御理解をいただきますように、よろしく願いを申し上げます。以上であります。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 棚瀬悦宏君。

16番（棚瀬悦宏君） 反対するつもりは、どうしようかなという気であったんですけども、特に堀議員の、今の質問した中で、あんた確執はないだろうかとか、何にもないけれども、もっと慎重に、もっと政策的な問題でいろんなことをやるという話であるならわかるんですけども、自分は家が西にあったらいかんとかそういうようなことで、こっちのものを向こうへいざけてどうのこうのと。そういうような一つの確執の中で出されたというのが見えたので、こういふことで決議を出されるんだったら、一方的に自分の誘導になると。こういう感覚を今持ちましたので、これは反対すべきだというような気持ちでありますので、これはいろんなことをしてもらいたいんですけども、今の堀提出者について私は思いましたので、反対したいと思います。よろしくお願いします。

議長（土屋勝義君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 議席番号5番 熊谷祐子です。

私は、議案第71号平成17年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）に対する付帯決議について、賛成の立場から討論いたします。

私は、厚生常任委員会も総務常任委員会も傍聴いたしました。非常に慎重に審議されてきた経過も見てまいりました。なお、本会議でこのような附帯決議が出されたことにつきまして、厚生常任委員でも総務常任委員でもない一議員が本会議で討論できるチャンスに恵まれたことはありがたいと思っております。

賛成の理由ですが、子育て支援拠点施設とありますが、中の機能は別府保育園と子育て支援センターに分かれています。事業計画の段階から、当事者の意見をよく聞くべきだという意見が常任委員会で出ました折に、園長先生の意見はよく聞きますという松野市長の答弁がありましたが、これだけでは不足だと思います。この附帯決議の中身を読みますと、執行に当たって

は、契約締結前に議会と十分な協議を行うなどとなっておりますが、慎重審議ではなくて、執行ですね、執行を求める。議会と十分な協議を行うなどの「など」ですが、園長先生以外に保育園に関しましては保護者が非常に重要です。実際に西に建てられましたときに、西側住民のおよそ世帯数として8倍が本巣縦貫道の東側に住んでいるわけで、この方たちは毎朝・毎夕、特に自転車が多いと思うんですが、本巣縦貫道を横切ることになります。保護者の方の意見も求めるべきである。また、子育て支援センターにつきましては、主に支援センターは就園未満児だと思いますが、その親、育児サークル関係者、それから瑞穂市内には大きな子育て支援のNPO関係者が見えます。こういう方たち。また、もしかしたら保健師も普通は子育て支援センターの中に、よその市町では入っております。これら、ほかに多くの方たちの意見を聞くことが重要だと思います。2園長の意見を聞けば足りるという話ではないと思います。事業計画段階から、当事者、市民参加というのが私の賛成の理由です。以上です。

議長（土屋勝義君） ほかに討論ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 若園五朗君。

3番（若園五朗君） 今回の補正予算の民生費、児童福祉費の補正に上げている設計委託料3,100万について、別府保育所、子育て支援センターについて、西側5,200平米、東側4,600平米の土地利用についての具体的な内容はまだ議会の方に報告がないんですけども、今後、設計委託する前に十分議会の方に説明しながら、決定した段階で設計委託料を契約するという事で、今回、慎重な議会との協議することで、附帯決議に賛成の討論とさせていただきます。

議長（土屋勝義君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第10号、議案第71号平成17年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）に対する付帯決議についてを採決します。

発議第10号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立多数です。したがって、発議第10号は可決されました。

---

#### 日程第28 夢のまちづくり都市計画特別委員会の中間報告

議長（土屋勝義君） 日程第28、夢のまちづくり都市計画特別委員会の中間報告を議題にします。

夢のまちづくり都市計画特別委員会で継続調査事件となっております夢のまちづくり都市計画

の件について、会議規則第45条第2項の規定により、同委員会から中間報告を行いたいとの申し出がありましたので、これを許可します。

夢のまちづくり都市計画特別委員会委員長 浅野楔雄君。

夢のまちづくり都市計画特別委員長（浅野楔雄君） 議席番号7番、翔の会、浅野です。

夢のまちづくり都市計画特別委員会の中間報告をさせていただきます。

夢のまちづくり都市計画特別委員会は、平成16年12月22日に夢のまちづくりを目指した都市計画について調査・研究することを目的に議会で議決され、設置されました。今日まで11回を数える委員会を開催し、現在、まだ最終結果に至っておりませんが、その会議経過について御報告申し上げます。

第1回を平成17年1月20日に委員会を開催し、当委員会の目的に沿った調査・研究テーマの進め方について協議いたしました。

第2回の委員会は、他の公共交通対策特別委員会と合同の委員会を開催し、JR穂積駅周辺整備計画、犀川堤外地の土地区画整備事業、旧巢南南部まちづくり事業の市街地整理検討事業、国・県道整備事業、市街地整備事業、市道整備改良事業、中小企業活性化支援事業、企業誘致推進事業、観光資源整備事業、コミュニティバスについて等々、当市の現状把握のため、それぞれの担当執行部職員より意見聴取いたしました。

第3回は平成17年4月11日に開催し、中小企業活性化支援事業、企業誘致推進事業、観光資源整備事業等について、前回以上にさらに詳細にわたり担当執行部職員より説明を聴取いたしました。

第4回は平成17年4月28日に開催し、当委員会の調査・研究テーマとして、犀川堤外地開発及び長護寺川の改修計画についてを取り上げ、開発計画の内容、また計画に伴う実施計画内容と環境問題について、将来を見越した夢のまちづくりについて協議いたしました。

第5回は平成17年5月9日に開催し、前回と同様に各委員より討論をいただきました。

第6回は平成17年5月18日に開催し、第5回における各委員からの意見提起について、担当執行部の質疑による議論を重ねました。

第7回は平成17年6月29日に開催し、犀川堤外地開発における当委員会の委員の意見を集約したテーマ・課題として、住宅の集約事業計画の策定と条例化、主要幹線道路に街路樹を植樹、違法建築の再点検、雨水の再利用計画、地場産業の育成、税収確保の企業誘致、バイオマスタウン構想の活用等について、各委員と検討いたしました。

第8回は平成17年7月14日に開催し、前回までのテーマのまとめを実施しました。

第9回は平成17年8月3日に開催し、犀川堤外地の植樹についてをテーマに、担当執行部と質疑、討論を実施しました。

第10回は平成17年8月23日に開催し、企業誘致と違法建築について、当市の状況と今後の計



画について、担当執行部より説明の聴取を行いました。

第11回は平成17年9月15日に開催し、前回同様、企業誘致について各委員より提案を受け、当委員会として討論を実施しました。

以上が現在までに実施してきた概要であります。

なお、現在までの当委員会では、提案のまとめ段階までは進んでいませんが、現時点の状況を御報告いたします。

当委員会の柱として、「計画的な土地の再利用」「潤いのある水辺の空間づくり」「緑豊かな空間づくり」のテーマのもと、次の項目について、さらに調査・研究を進めたいと考えております。

犀川堤外地計画については、都市計画を実施するに当たり、美観を損ねることのないよう、幅員18メートルの幹線道路については共同埋設溝方式を取り入れ、街路樹は常緑樹の植栽を検討。第2種住居地域指定の開発・建設に関しては、委員会の趣旨にかんがみ、目に優しく、自然と調和した色彩を採用し、美しい町並みを検討。区画・境界に関しては、高さ60センチ以上のブロック、コンクリート壁をつくらず、樹木の植栽により、緑豊かなまちづくりと災害に強いものを検討。開発地内の第1・第2公園用地については、完成に先立ち、市の木、桜を中心に植栽し、市民の憩いの場となるよう検討。堤外地開発に伴い、多種多様の樹木の植栽を実施し、市民の憩いの場所、観光誘致にたえ得る場所として開発するよう検討。プラント6周辺は緑地帯を整備し、企業の協力を得て維持管理をするものとし、官民一体のモデル地区として検討。

長護寺川の改修計画について。当市内に源流を持つ長護寺川の改修工事に当たり、現在の水質を変えることなく、今以上に水質の改善を図るとともに、市民の憩いの場所としての活用を計画し、自然環境を保全することを検討。水路両岸には樹木の植栽を推進し、四季折々の情緒を味わえる場所として、市民のだれもが集え、遊歩道としても活用できる多目的なものを検討。水量の調節機能を備えた河川とするとともに井戸工事を実施し、通年を通して水量の変化を一定とし、水質保全等を考え、絶滅品種の動植物の保護を検討。産・学・行の共同参画による改修工事が最も重要であるとともに、市民参加の機会をより多く織り込むことを検討等々であります。各提案の予定事項については、まだ細部にわたり十分検討する部分が多くあり、条例化の検討、他法の規制状況、補助事業対象事業であるのか、各事業の費用対効果の予測等があり、引き続き当委員会で検討することになっておりますので、御理解を賜りたくお願いいたします。当夢のまちづくり都市計画特別委員会として、瑞穂市議会会議規則第45条第2項の規定により中間報告といたします。

なお、議会事務局において当委員会の会議録ができ上がっておりますので、ぜひごらんいただきたいと思います。平成17年10月21日、夢のまちづくり都市計画特別委員会委員長 浅野。

ありがとうございました。

議長（土屋勝義君） これで夢のまちづくり都市計画特別委員会の中間報告は終わりました。

夢のまちづくり都市計画特別委員長の中間報告に対する質疑を許可します。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

#### 日程第29 公共交通対策特別委員会の中間報告

議長（土屋勝義君） 日程第29、公共交通対策特別委員会の中間報告を議題にします。

公共交通対策特別委員会で継続調査事件となっています公共交通対策の件について、会議規則第45条第2項の規定により、同委員会から中間報告を行いたいとの申し出がありましたので、これを許可します。

公共交通対策特別委員会委員長 若園五朗君。

公共交通対策特別委員長（若園五朗君） 公共交通対策特別委員会委員長 若園五朗です。

当委員会で継続調査事件となっております公共交通対策について、瑞穂市議会会議規則第45条第2項の規定により、中間報告を行います。

公共交通対策特別委員会は、市内公共交通体系の現状と課題を調査し、実現可能な将来像を研究する目的で設置されたわけですが、議会及び執行部に対して具体的な政策提言をしたり、調査結果を発表する段階にはまだ至っておりません。しかし、当委員会は平成16年12月24日に設置されて以来、先月までに延べ11回の委員会を開催しました。そこで、これまでの委員会の調査の経過と委員会の協議で出た意見などを報告したいと思います。

まず、1月19日の初回の会議では、委員会の進め方について協議しました。公共交通対策といってもその対象範囲は広く、大まかに分類しただけで「駅及び駅周辺対策」「道路整備」「樽見鉄道」「コミュニティバス」などの4分類、さらに細かく見ると10数項目が検討項目として掲げられました。この日の会議では、検討項目に優先順位をつけ、できるものから協議しようとする意見もありましたが、まずは調査対象の現状を把握することが第一であるとして、執行部から説明を求め、現地へも出向いて調査し、さらに先進地にも視察に行くことが確認されました。

2月18日に開催した第2回会議は、夢のまちづくり都市計画特別委員会と合同で、JR穂積駅周辺整備事業など都市整備部所管の8事業と、コミュニティバス運営推進事業など総務部所管の3事業について執行部から説明を求め、委員から出た疑問点などを質疑しました。

4月8日に開催した第3回会議では、実際にコミュニティバスに乗車し、4月19日に開催し

た第4回では、みずほバスターミナル、JR穂積駅、犀川堤外地、長護寺川などの現地を視察しました。

6月13日には、JR高山駅周辺の整備状況を調査するため、高山市役所及びJR高山駅に委員の派遣を行いました。この委員派遣には都市整備部の中島調整監も同行してもらい、高山駅周辺土地区画整理事業について、高山市基盤整備部都市整備課の担当者より説明を聴取しました。

第4回会議までに一通りの概要は把握できたので、5月13日に開催した第5回会議では、調査項目のうち何かから本格的な調査を行うかを協議したところ、コミュニティバスについての結論に達しました。そこで、まず委員の間で出たみずほバスターミナルの関連の意見を集約し、その実現の可否及び考え方、実現の可能性のあるものについては実施の見込まれる時期を市長に回答いただくよう議長に文書で依頼し、回答をいただきました。

その内容の一部を御紹介しますと、バスターミナルの案内板の設置については、JR通路に早急に設置するとか、バスの運行時刻表の設置については、案内板とあわせて設置できるよう岐阜乗合自動車株式会社と調整しているとか、バスターミナル北側の水路を整備して歩道の確保を行うよう工事を発注しており、7月に供用開始の見込みであるとか、本年度のなるべく早い時期にトイレの設置を計画しているなど、非常に前向きな回答がたくさん得られて、委員会としても非常に満足しました。

第6回の会議から第10回の会議では、コミュニティバスの運営についてを主な議題とし、バスのコースやバス停の位置について、図面上だけでなく、車で現地を確認し、さらに執行部から説明を聴取するなど、慎重な調査を実施しました。

委員から出た意見を集約すると次のとおりとなります。

一つ、バス停の見直しについて。執行部の説明によると、バス停は公安委員会と協議した上で、交差点から50メートル以内やカーブなどの危険箇所を避け、500メートルの間隔を設けて設置したとのことでした。バス停の増加は、1便当たり30分から40分という運行所要時間の増加につながるという懸念もありますが、利用客がそれほど多くない現状では、乗降客のいないバス停は素通りするだけであり、運行所要時間は変わらないとする委員の意見もあり、つまり危険箇所を避けるのは当然ですが、バス停を増設すればするほど市民がバスを利用しやすくなり、利用客の増加が見込まれると思います。具体的には、祖父江、横屋、古橋、中宮、呂久、新月、美江寺、市役所から庄屋敷までの各地域にバス停の増設ができないか議論されました。また、さらに言えば、運行経路上で手を挙げれば、どこでもバスに乗ることができる。運転手に言えば、どこでもバスをおりることができるシステムを考える必要もあると思います。

2. バス路線の見直しについて。これは市内の人口集中地区や大規模商業施設への運行を検討すべきであるとの意見であります。具体的には、牛牧団地やプラント6への乗り入れ、牛牧

・十七条線のルート変更が議論されました。さらに、人口集中地区のうち、昔からの集落では道幅が狭いため、コミュニティバスをさらに小型化した10人乗りくらいの、いわゆるジャンボタクシークラスのミニバスを新たに導入し、小回りのきく運行と増便を図ってはどうかという意見もありました。

3番、その他として、高校生の通学時間帯を考慮して運行時間帯の見直しを図る必要があるとする意見や、見直しには自治会長など住民の声を聞く必要があるとする意見もありました。

以上、委員の集約意見を報告しました。

先ほど報告した委員の集約意見を実現できるかどうか。できないとすれば、いかなる理由によるものかを執行部を交えて委員会でさらに調査したいと思います。その理由が正当かつ合理的なものでないと委員会が判断した場合は、執行権を侵害しない範囲内での政策提言を委員会としてまとめるつもりです。政策提言は決議案の形で本会議に提出することになると思いますので、そのときは議員諸氏の賢明なる御判断をいただきたいと思います。

以上、公共交通対策特別委員会の中間報告を終わります。平成17年10月21日、公共交通対策特別委員会委員長 若園五朗。ありがとうございました。

議長（土屋勝義君） これで公共交通対策特別委員会の中間報告は終わりました。

公共交通対策特別委員長の中間報告に対する質疑を許可します。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 小川勝範君。

10番（小川勝範君） 議席番号10番 小川でございます。

委員長にお尋ねをいたします。

バス路線の見直しについて、自治会長並びに住民に意見を聞くということは大変いいことですが、どのような形で意見を聞くか、委員長の考えをお聞きしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 若園五朗君。

公共交通対策特別委員長（若園五朗君） 小川議員の発言がございました、自治会長、住民の意見を聞くということについて、どういう形かにつきましては、今回、この路線を決定するについての執行部がまとめた最終段階で自治会に発表したと聞いていますけれども、ある程度執行部の案ができた段階で自治会の方に説明するというので、あと、最終決定する前にも自治会の意見も聞きたいと思っておりますけれども、今後、議会と執行部とよく協議しながら、私、委員長がすべて決めることではございませんので、そういうことです。以上です。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

日程第30 発議第7号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

議長（土屋勝義君） 日程第30、発議第7号道路特定財源制度の堅持に関する意見書についてを議題にします。

本案について趣旨説明を求めます。

4番 広瀬時男君。

4番（広瀬時男君） 議席番号4番 広瀬時男です。

お手元に配付されております発議第7号道路特定財源制度の堅持に関する意見書についての趣旨説明を行います。

道路特定財源制度とは、道路を利用する受益者である自動車利用者が道路整備に充てる費用を負担する制度であります。揮発油税として1リットル当たり48円60銭、軽油引取税として1リットル当たり32円10銭など、自動車燃料に暫定税率として本来の2倍近い税率をかけ、平成17年度では全体として約5兆8,000億円が国と地方の財源となっています。

内閣府が平成13年に実施した道路に関する世論調査などによると、国民の8割は自動車を利用する人が道路整備費用の大部分を負担する制度を容認する一方、暫定税率部分を他の事業へ流用するということは容認できないとしています。暫定税率をかけたままでの一般財源化は受け入れられないと思います。

瑞穂市においても、さらに渋滞緩和対策、交通安全対策、地域をつなぐ道路整備が必要であり、おこなっている地方の道路整備に積極的に充当されるよう強く要望したいと考えたところ、各常任委員会から、広瀬捨男議員、篠田徹議員、桜木ゆう子議員の賛成を得ましたので、地方自治法第99条の規定にもとづく道路特定財源制度の堅持に関する意見書を会議規則第13条の規定により提出しました。

なお、同一趣旨の意見書が岐阜県議会やほとんどの市議会で可決されていることを御報告申し上げて、趣旨説明を終わらせていただきます。

議長（土屋勝義君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第7号は、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、発議第7号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） 議席番号11番 小寺です。

道路特定財源制度の堅持に関する意見書に反対の討論をいたします。

私は、道路建設においては、その道路が本当に必要かどうか、その道路建設によって交通システムがスムーズにいき、住民が希望しているかどうか、そういうところから建設計画を立て、予算を執行していくことが必要だと思います。特定財源という目的税的な税源を求めて建設しますと、その税があることによってむだな道路建設事業がされるということが懸念され、その可能性もあり、また現実にそういうことも起こっておると思います。そういう点で、道路特定財源をなくして一般財源化し、よくその必要性を論議して執行していく体制をとっていくべきだと思ひまして、この意見書には反対の立場であります。以上です。

議長（土屋勝義君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 山田隆義君。

20番（山田隆義君） 道路特定財源の意見書につきまして、賛成者の立場から意見を述べたいと思います。

皆さん、近代、非常に文明社会が発達しておりまして、その根底は道路整備、いわゆる交通機関の安定した整備ということであります。その整備があつて国土の繁栄が成り立っておりますと思っております。しかし、その財源がどこに求められているかと申しますと、基本的には受益者負担と。受益者負担ということは、道路を利用している自動車、それにかかわる人間です。受益者負担とはそういうことなんです。だから、利用をする人が利便性の高いことを要求されておるわけですね。これだけ日本国の産業が発達するということは、やはり隅々まで道路整備が行き渡つておるのが本当であります。しかし、非常にまだ末端までは道路整備は行き渡っていない。この瑞穂市においても、いろいろな議会で言われておるように、真ん中の道路はいい道路かもわからんけれども、隅々の道路はまだがたがた道もあると。これだけ優良な市町村、会社で言えば無借金会社の、トヨタ自動車の財源豊かな市町村なんです。それでもまだまだ安住する模範的な道路整備になっていない。そういう状況でありますので、利用者の原点に立つて、まだまだ整備しなきゃならん問題があります。その財源はガソリン税ですね。それだけを

一般財源に使ってもいいということになれば、物すごい高いガソリン税ですから下げればいいんですよ。高いんですから。だから、ガソリン税を下げない以上、道路特定財源に全部使うべきなんです。まだまだ必要なんです。そういう意味におきまして、一般財源が足らんとって一般財源に使うということは、僕はあまり好ましくないということでございますから、全員の議員の御賛同を得て、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

以上、賛成論者として意見を述べさせていただきました。よろしくお願ひいたします。

議長（土屋勝義君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第7号道路特定財源制度の堅持に関する意見書について採決をします。

発議第7号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立多数です。したがって、発議第7号は可決されました。

---

日程第31 発議第8号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

議長（土屋勝義君） 日程第31、発議第8号アスベスト対策を求める意見書についてを議題にします。

本案について趣旨説明を求めます。

13番 山本訓男君。

13番（山本訓男君） 13番 山本訓男でございます。

ただいま議長のお許しをいただきまして、アスベスト対策を求める意見書を提出いたします。賛成議員は、広瀬捨男議員、桜木ゆう子議員の賛同を得まして提出させていただきます。

議案の朗読をもって、趣旨説明とさせていただきます。

アスベスト対策を求める意見書。

アスベスト製品を過去に製造していた企業の従業員や家族、工場周辺の住民がアスベストによると思われる中皮腫や肺がんで死亡した事例が相次いで報告されております。特に株式会社クボタの旧神崎工場（兵庫県尼崎市）では、従業員のみならず家族及び周辺住民にも中皮腫による死亡者が出ているとの報告があります。

アスベスト被害に対する国民の不安は非常に高まっており、正確な情報を求める声が強くなっています。また、アスベストが原因とされる健康被害を受けながら労災補償されていない労働者や、さらには家族・周辺住民の被害者からも救済を求める声が相次いでいます。

こうした事態を受け、政府は先般「アスベスト問題に関する関係省庁会議」を設置し、実態

把握、相談窓口等の設置等の取り組みを進めていますが、国民の安全を確保し、被害者の救済を進めるための包括的な取り組みを求め、下記の項目を早急に実施するよう強く要望します。

記、１．「アスベスト問題に関する関係省庁会議」を格上げし、総理大臣を本部長とするアスベスト対策本部を設置し、政府を挙げてアスベスト対策を推進すること。

１．教育施設を初めとする公共建築物、民間建築物のアスベスト利用状況の徹底した調査を行い、利用者に対して適切な情報開示、ばく露防止のための対策を進めるとともに解体作業に際して、その情報が適切に利用できるよう体制整備を進めること。

１．過去から現在に至るアスベスト取扱事業所において、取り扱い作業に従事した者のアスベストによる健康被害の可能性などについて情報提供を行うよう事業者へ徹底すること。

１．産業保健推進センター、保健所や労災病院等で健康被害に対して相談できる窓口を整備するとともに、ベメドレキシドの早期承認など診断治療体制の整備、より鋭敏かつ効果的な診断法や治療法の開発のための研究を進めること。また、そのための中皮腫登録制度を創設すること。

１．アスベスト取扱事業所の過去・現在の労働者及びその家族の健康診断を進めるよう事業者に対して徹底するとともに、ばく露が想定される周辺住民等の健康診断に対応できるよう地方自治体の健診事業等のあり方を適切に見直すこと。

１．アスベストによると想定される肺がん・中皮腫は、その潜伏期間が極めて長期であることを踏まえ、現行の制度下で救済の対象とならない事例の労災認定のあり方について検討を行うとともに、現行制度では救済されない人たちの救済を図ることを主眼にした新法を早期に制定すること。

以上でございますが、これは地方自治法第99条の規定に基づいて意見書を提出いたします。

なお、提出先は、内閣総理大臣、環境大臣、国土交通大臣、経済産業大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣でございます。

以上、よろしく慎重御審議の上、賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（土屋勝義君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第8号は、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、発議第8号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕



議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第8号アスベスト対策を求める意見書についてを採決します。

発議第8号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、発議第8号は可決されました。

---

日程第32 発議第9号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

議長（土屋勝義君） 日程第32、発議第9号米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める意見書についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

6番 松野藤四郎君。

6番（松野藤四郎君） 議席番号6番 松野藤四郎でございます。

発議第9号米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める意見書について、提出者、松野藤四郎、賛成者、安藤由庸の2名により意見書を提出いたします。これは地方自治法第99条の規定に基づく上記の議案を、別紙のとおり瑞穂市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

はなていただきまして、米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める意見書でございます。

BSEは、その発生原因も科学的に十分解明されておらず、国内でも変異型クロイツフェルト・ヤコブ病を原因とする死者が発生するなど、依然としてBSEに対する国民の不安が続いています。

国内でBSE感染牛が確認されて以来、政府は諸対策を講じて、牛肉に対する信頼回復に努めてきた。また、平成15年に米国でBSEの発生が確認されてからは、米国産の牛肉及び牛肉加工品の輸入を禁止している。しかし、政府は20ヵ月齢以下の牛を全頭検査の対象から除外する新基準を適用し、さらに今、米国産牛肉等の輸入再開に向けた動きを進めている。

米国産の牛肉等に対するBSE対策については、米国では屠畜される牛で、BSE検査を

行っているのは全体の1%以下にすぎないこと。生産・流通履歴をたどるトレーサビリティ制度が整っていないため月齢の判定が正確にできず、現在、検討されている目視による骨化や肉質の状況での月齢判定は誤差を生じさせること。特定危険部位の除去では、日本はすべての月齢の牛の脳などの危険部位を除去し、焼却処分を行っているのに対し、米国では30ヵ月齢以上の牛に限られていること。米国では除去された特定危険部位は処分されず肉骨粉の原料とされ、豚や鶏の飼料として流通している。このため、飼料の製造段階での混入・交差汚染や、使用時に誤って牛に与える危険性があることなどの問題点がある。

私たちは、米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対するとともに、引き続きBSE問題への万全な対策を求める。

記といたしまして、1.米国産の牛肉等に対するBSE対策については、検査体制や特定危険部位の除去、飼料規制、生産・流通履歴が不明確など、日本に比べて不十分な対策であることから、拙速な輸入再開を行わないこと。

2.国内において、特定危険部位の除去に関する監視体制の構築、牛を屠畜する際のピッシングの廃止、飼料対策を含めた対策強化を行うとともに、検査感度を改良する技術開発を一層進めること。

3.各自治体で行う全頭検査に対して、財政措置を継続すること。

提出先は、内閣総理大臣、農林水産大臣、厚生労働大臣、食品安全担当大臣でございます。

以上、御説明申し上げました内容について、賢明なる御判断のもとに御賛同いただきますことをよろしくお願いし、終わります。

議長（土屋勝義君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第9号は、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、発議第9号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 小川勝範君。

10番（小川勝範君） 提出者の松野さんにお聞きします。

柿も大変詳しいが、肉も大変詳しいということで、トレーサビリティ制度というのはどういう制度か、ちょっとお尋ねします。

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6番（松野藤四郎君） 大変御熱心な農業に対する小川さんからの御質問ですけど、トレーサビリティ制度というのは私も詳しくはわかりませんが、要は生産されてから流通関係までの間の記録といったらいいんですかね、そういったものの中身がとってないと。経過がわからないと、そういうものだというふうに私は認識をしております。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第9号米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める意見書についてを採決します。

発議第9号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立多数です。したがって、発議第9号は可決されました。

---

#### 日程第33 議員派遣について

議長（土屋勝義君） 日程第33、議員派遣についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、議員派遣を瑞穂市議会会議規則第161条の規定により提出しております。

内容については、平成17年11月11日に中濃十市議会議長会の主催による議員研修会が関市の武儀生涯学習センターで開催されるため、議員全員を派遣したくと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については決定しました。

お諮りします。ただいま西岡一成君ほか2人から、発議第11号瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例に関する条例の制定についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第2として議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、発議第11号を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

---

追加日程第2 発議第11号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

議長（土屋勝義君） 追加日程第2、発議第11号を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

19番 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 発議第11号瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例に関する条例の制定についてを提出いたします。賛成者は、熊谷祐子議員、小寺徹議員の2名であります。

提出の理由と内容について申し上げます。

昨日、一般質問でも取り上げましたけれども、松野幸信市長の固定資産税の未納に係る内容でございます。

一般質問の中で、この間、松野市長は、事務の手續のミスに対する責任は10%、3カ月の給料カットということで責任をとられた。しかし、御自身の問題についてはどうするんだということに対しては、私は支払う考えがある。その考えに変わりはない。手續をしていない以上は支払うべきである。こういう答弁を繰り返されてきたわけでありまして、したがって、私はその他の方法として、減給という方法があるではないか。市長が1年間考えても何も頭に浮かばなかった、いい知恵が浮かばなかったということをおっしゃったわけですから、私は1分もかからうちに減給処分があるじゃないかということを考えてずうっと言っておるわけですが、内容は、在任期間があと1年7カ月あるんですね。それで給料から2割カットをしていただく。2割カットというと約300万ぐらいになる。けれども、固定資産税の時効が切れていない最低の5年分というふうに計算しても大体500万です。そうすると、固定資産税の約6割分に当たります。それを在任期間中、カットをしていただきたい。それでけじめをつけていただきたい。御自分でけじめをとっていただければ一番よかったのでありますけれども、とられなわけですから、私の方で提案をして、皆さんに御判断を仰ぎたいというふうに思って提案をさせていただいた次第であります。

条例の案文を朗読させていただきます。

瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例に関する条例。

（趣旨）第1条 この条例は、瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例（平成15年瑞穂市条例第33号）第3条に規定する市長の給料月額についての特例を定めるものとする。

（給料月額）第2条 市長の受ける給料月額は、平成17年11月1日から平成19年5月31日までの間、瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例第3条の規定にかかわらず、同条に規定

する額から同条に規定する額の 100分の20に相当する額を減じた額とする。

附則 1、この条例は、公布の日から施行する。

2、この条例は、平成19年 5月31日限り、その効力を失う。以上であります。

この1年間、一生懸命取り上げてまいりましたので、ぜひ皆さん方の御判断を仰ぎたいというふうに思います。以上であります。

議長（土屋勝義君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第11号は、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、発議第11号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第11号瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例に関する条例の制定についてを採決します。

発議第11号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立少数です。したがって、発議第11号は否決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

---

閉会の宣告

議長（土屋勝義君） 会議を閉じます。

平成17年第3回瑞穂市議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

閉会 午後4時01分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成17年10月21日

瑞穂市議会 議長 土屋勝義

議員 山田隆義

議員 安藤由庸